［項を削る。］

別紙様式第11号（第122条第１項第６号及び第147条第１項関係）　［略］

［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

労働金庫代理業者である法人の役員が営んでいる事業の変更

一　新たに事業を営む場合には、当該事業の種類	理由書
二　事業を廃止した場合には、廃止した事業の種類	
三　事業の内容を変更した場合には、当該変更の内容	
四　変更年月日	

別紙様式第11号（第122条第６号及び第147条第１項関係）　［同左］

［同上］

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、令和六年十一月三十日から施行する。

（労働金庫法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この命令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）前に労働金庫法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の三十七第一項の規定に基づき提出された申請書のうちこの命令の規定による改正前の労働金庫法施行規則第百二十条第一項第一号イ若しくはロ又は第二号イ若しくはロに掲げる事項が記載された部分（施行日の三十日前の日前に当該事項に変更が生じた場合であって、同法第五十二条の三十九第一項の規定に基づく届出が提出されていないものを除く。）は、それぞれこの命令の規定による改正後の労働金庫法施行規則（以下この条において「新労働金庫法施行規則」という。）第百二十二条第一項第一号ハ若しくはニ又は第二号ハ若しくはニに掲げる書類とみなし、新労働金庫法施行規則第八十三条第二項第二号及び第六項第三号を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第三条　この命令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○内閣府令第九号
農林水産省令第九号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年十一月二十九日

内閣総理大臣　石破　茂
農林水産大臣　江藤　拓

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正）

第一条　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法第十一条の四第三号の主務省令で定める特殊の関係のある者） **第十条**　法第十一条の四第三号の主務省令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。 ［一～三　略］	（法第十一条の四第三号の主務省令で定める特殊の関係のある者） **第十条**　［同上］ ［一～三　同上］